

# 近現代韓国の日本語教育

## —簡易学校について—

久保田 優 子

### はじめに

日本の植民地期の朝鮮（韓国）では、朝鮮人の日本への「同化」が統治方針とされ、「国語」（日本語）が、その主な手段として位置づけられた。日本語の普及を中心的に担ったのが初等教育機関である普通学校であった。しかし、財政的理由から普通学校の建設は思うように進まないことから、1934年からは、農村では普通学校にかわって簡易学校がつくられた。

本稿では、簡易学校における国語（日本語）教育の実態を解明することを目的としている。これまで、筆者の管見するところ、簡易学校に関する研究は殆んど行われていない。そのために、まず簡易学校の理念及び制度を取り上げ、次に簡易学校で行われた教育全般の実態、ついで、国語教育の目標や実態について取り扱うこととする。当時の初等教育機関の代表的なものは普通学校であったので、適宜、普通学校との比較考察により、簡易学校の特徴を描き出すこととする。

### 1. 簡易学校の概要

#### (1) 簡易学校についての規程

朝鮮総督府は、1934年4月1日、簡易学校についての簡易初等教育機関設置要項を公布した。それを、以下に掲げる。

#### 「第一 機関の名称及目的等

##### (一) 名称

簡易学校と称すること

##### (二) 目的及教則

朝鮮教育令第四条及普通学校規程に準じ特に国民たるの性格を涵養し国語を習得せしむることに力むると共に地方の実情に最も適切なる職業陶冶に重点を置くこと

#### 第二 設立主体及設置の大要

(一) 設立主体は郡島学校費とし一群島二校の割合を以て既設公立普通学校に付設すること

但し既設公立普通学校との距離は成るべく之を大ならしむること

(二) 名称は一般的には簡易学校と称するも其の学校名は何公立普通学校付設何簡易学校とすること

(三) 昭和九年に於ける貴道割当設置学校数は 校とす (空白は原文のまま)

### 第三 組織及編成等

(一) 修業年限は二年とすること

(二) 学級数は一学級 (単級編制) とすること

(三) 入学年齢は十年を標準とすること

(四) 児童の収容定員は凡八十人とし初年度凡四十人, 次年度四十人を募集すること但し初年度より第二学年分をも募集することを妨げず

(五) 教員は一校一人とし公立普通学校訓導の定員を増加して之に充て当該簡易学校所在地に定住せしむること

### 付記

本計画実施に依る所要教員数は昭和八年十二月九日付照会本府教員養成機関卒業者配置計画に関する件の回答中に包含せしめ報告すること但し此の分の所要教員配置希望数は備考を付して明記し置くこと

### 第四 教科目及毎週教授時数等

(一) 教科目は修身, 国語及朝鮮語, 算術 (以上普通教科と称す) 及職業とし修身に於て適宜唱歌及体操を課すること

(二) 毎週教授時数は三十時間以内とし普通教育と職業との教授時数の割合は大体二と一とすること但し普通教科と職業との毎週教授時数は一年間の総比率を変更せざる範囲内に於て季節に依り適宜斟酌を加ふること各教科目の毎週教授時数は学校長に於て道知事の認可を経て之を定むること

(三) 教科書に付ては追て通牒の見込」<sup>1</sup>

この「設置要項」には別表「簡易学校設置に関する調」として本年度だけの予定が示されている。これによると, 郡島数は220で, 設置数は440, 完成時における収容児童数は35,200人とある。また, その備考部分に, 「人件費の負担区分は国費五割, 道費二割五分, 郡島学校費二割五分とす」とある。この予定数に従えば, 教員の数440人ということになる。<sup>2</sup>

## (2) 簡易学校の特徴

### ①簡易学校導入の理由

簡易学校が開設されるに至った理由は、以下の朝鮮総督宇垣一成が道知事会議において行った訓示に示されている。(引用文中、面とは村のこと。)

「国民精神を振作し国家観念を涵養し以て国運隆昌の淵源を啓培するには一に国民教育の拡張に俟つものあるに鑑み本府は夙に初等普通教育の普及と其の實際化を図るの急務なるを認め曩に一面一校計画を樹立して以来鋭意其の實現に努めたる結果其の数に於ては今や殆んど所期の目標に到達したるも児童の就学率に至りては尚予期に達せざる事甚だ遠いのであります。是れ畢竟多数父兄の資力不十分なると面の区域広大にして通学の不便なるに因るのであります。是れを排除して就学を容易ならしむる為、本年度より公立普通学校に於ける授業料軽減の途を講じ又新に簡易学校の制を設けて僻地に於ける普通教育の普及を促進すること、致したのであります。」<sup>3</sup>

つまり、初等教育の普及と實際化という教育目標を達成するために設定した、一村に一校という学校数においては、ほぼその目標を達成したが、就学率が低いため簡易学校の制度をつくったのであった。当時の就学率は、「二割弱の低位」であった。<sup>4</sup>また、就学率が低い理由は、父兄の経済力不足と学校が遠いため通学が不便だからということである。

### ②簡易学校の目的

簡易学校の目的及教則は、「簡易初等教育機関設置要項実施上の参考資料」によると、「国民性の陶冶と国語の習得」とともに、「僻陬農村の民度生活の實際に恰適し此等農村子弟をして楽んで家業に励み悦んで勤勞に服するの習性を陶冶し郷土に安住して農家生活の安定と其の向上を図らしむるの緊切なるを認められたるに因る」とあるように、農業により生活できるように指導することであった。<sup>5</sup>

そのために、設置場所について事前に十分に調査をし、農村振興指導部落に選定したのであった。<sup>6</sup>この頃は、普通学校においても職業科教育を一層拡充し實際化し、自励自給を涵養させようとしていたのであり、簡易学校のみが職業教育を実施するわけではない。しかし、前にみたように、簡易学校では、「普通教育と職業との教授時数の割合は大體二と一」と規定されていることから、職業教育の時間数が授業全体の3分の一を占めており、職業教育に重点が置かれていたことは特徴といえるであろう。

### ③完結した教育機関

「簡易学校」という名称については、「学校」を冠しているとはいえ、「本教育施設は普通学校其他の教育機関とは全然其の体系を異にするもの」であり、「僻陬農村の実情に最も適切なる簡易初等教育の普及を図るに在るを以て普通学校の教育等とは其の方法に於て多くの特異性を有せしむべきなり」というものであった。したがって、「他の学校との連絡即ち転学又は卒業後の他の学校への入学資格等に於ては全く考慮する所なく」とあるように、修業年限二年を終えたあと普通学校への編入や、別の上級学校に入学ができない、完結されたものであった。<sup>7</sup> この点、普通学校は、卒業後、高等普通学校や女子高等普通学校への進学が可能であったことと異なる点である。

## 2. 簡易学校の設立・運営の実態

ここでは、前掲の「設置要項」とそれに基づいて実施された簡易学校の設立・運営について、教師の報告をもとに実態を把握していくこととする。

### (1) 学校設立と設備の実態

学校は、名称の上で普通学校に付設されたことになっているが、その理由は、簡易学校において指導監督の緊要性が認められたときに付設本校の校長が責任を負うことや、特に必要が生じたときに本校職員が援助をするなどの便宜のためであり、本校の設備を共用することなく、全く別個の設備を使用し独立した学校として経営されることになっていた。<sup>8</sup>

また、「設置要項」の但し書きにあるように、「既設各公立普通学校との距離は成るべく之を大ならしむること」とされたのは、「本施設の目的が僻陬地に於ける初等普通教育の普及を図るに在るを以て既設公立普通学校との距離の大なるに随て此種教育施設が適切の度を増すこと等の理由に基くもの」<sup>9</sup>だからであった。

また、「設置要項」では、「設立主体は郡島学校費」とすることが定められていたが、これは郡島学校費が学校を建設することを必ずしも意味しなかった。さらに、前掲の総督訓示に「簡易学校の施設は在来書堂の長を採り短を捨て地方の実情に最も怡適したる組織であつて」<sup>10</sup>とあるのは、簡易学校の機能が、韓国の伝統的教育機関の長所をとり、短所を捨てたのみならず、実際に書堂の施設を転用した場合もあったのであった。

次は、簡易学校開設の準備にあたった普通学校校長の報告である。

「早速意中に浮んだ自分の校下に在る大同書堂を簡易学校に鞍替しようと心に決め、帰任途直ちに立寄つて、設立者張能俊氏に会い、簡易学校設立の趣旨を詳細に説明して涼解を求

めた。同氏もよく諒解してくれたので、自分は直ちに郡守に宛て、左記のやうな意見書を提出した。郡では私のこの希望を容れさうである。三月には張能俊氏が水田三〇〇坪、田七〇〇坪を実習地として提供してくれた。かうして四月一日の開校を待ったのである。」<sup>11</sup>

書堂の簡易学校転用については、前記の様な事情もあったが、実は、朝鮮総督府は、「農村簡易学校は前所述べ来つた通り、旧来の行政の型を破つて、徹底的適地適人主義の方針に則り、在来書堂に換骨墮胎的革新を加へて、新しき部落皆学教育を施さんとするものである」<sup>12</sup>と、旧来の書堂を換骨奪胎しようとする意図もあったのである。また、簡易学校教師にもそのように理解されていたのである。<sup>13</sup>

## (2) 簡易学校運営の実態

簡易学校の運営は専ら簡易学校教師に委ねられた。運営内容は、授業のみならず、児童の募集を始め、不足した設備の充足、設備の改善、実習地の管理、児童の家族への指導など多岐にわたった。この点においても、普通学校教師の任務が学校を中心とした教育であるのに対し、大いに異っていた。

そのために、当局は簡易学校教師の業務やその特殊性ゆえの簡易学校教師としての心構えについて、「簡易学校の教師に望む」と題して事細かに説明したり、開校前に、具体的な簡易学校経営案を提示したり<sup>14</sup>、あるいは、普通学校教師が簡易学校経営案を提案したりしている。<sup>15</sup> 簡易学校教師は、「設置要項」に、「教員は一校一人とし公立普通学校訓導の定員を増加して之に充て当該簡易学校所在地に定住せしむること」とされたように、普通学校訓導から選ばれ、簡易学校のある場所、即ち、僻陋地に定住しなければならなかった。さらに、「簡易学校の教師に望む」によると、簡易学校教師は、職業としてのみの教師ではなく、村人の一人になって四六時中児童の指導に当たることが期されていた。<sup>16</sup>

さらに、教師本人のみならず教師の家族も含め一家全員で村人の指導に当たることを覚悟しなければならなかった。<sup>17</sup>

その上、机などの備品は教師自らが調達して準備することも必要であった。<sup>18</sup> また、簡易学校の教育目的の一つである、農業指導のために寄贈された実習地は、やせていて作物が育たなかったり、実習地がない場合は自ら開墾しなければならない場合もあった。<sup>19</sup>

したがって、簡易学校教師に選ばれるということは、相当の困難を覚悟しなければならないことを意味する。これについては、同僚教師からも同情の意見があったほどである。<sup>20</sup>

### 3. 簡易学校における国語教育の実態

#### (1) 国語教育の方針

次に掲げる国語教育についての教育方針は、朝鮮総督府学務局理事官松橋喜代治が視察した全羅北道僻陬部落の「弓四簡易学校」の経営案を転載したものである。<sup>21</sup>

「魂ある国語教育（公民教育）国語は単なる思想表現の道具ではない。其処に流るゝ国民精神を体得する処に国語教育の真精神がある。国語は国語の時間のみ教へるものであつてはならぬ。無言の国語、其処に真の国語教育がある」<sup>22</sup>

とあるように、思想表現の道具のみならず国民精神の体得こそが国語教育の方針であった。

また、教授訓練上の原則としては、

「体験主義 実物主義の教育 知行合一の教育、知るは知るの半ばにして行ふは知るの全也といふ事は教育の實際に於て真理である。殊に国語を十分解しない者を教育するには総て実事実物によらなければ空疎なる概念に終る事となる。修身は実践を、国語及朝鮮語は会話を、算術は実際問題の処理を、職業では実習を重んじなければならぬ。即ち獲得知識の生活化につとむ」<sup>23</sup>

と、国語教育においては「会話」を重んじ、「生活化」につとめることとされた。

さらに、「魂ある国語教育」の実施方法は、以下のように、

「真精神 国語は国語を通じて国民精神を体得せしむる事に重点を有する。国語は国語の時間のみ教へるものにあらず。正しき生活は無言の国語なる事を忘るべからず。正しき国語（国民精神が人格といふ泉を通つてくるところの清水）の習得につとむる様常に国語生活をなさしむべし。施設 1, 国語常用 2, 日記の記入（実習日誌と併せて） 3, 文庫の利用（予定） 4, 会話会お話会誕生日祝等の開催 5, 諸日誌の記入」<sup>24</sup>

とあり、国語常用などの具体的な方法が示されている。この「国語常用」は、後の1938年の第三次「朝鮮教育令」で実施されたことと同様である。

また、総督府から示された「簡易学校経営指針」は、簡易学校教師の心得、簡易学校に備ふべきもの、教授上の原則、各科教材の範囲及教授上の注意、第一学年教科書配当表、教材配当

表、第一学年時間割等が指示されたものであり、それに基づいて作成された洗星簡易学校の「学習指導上の留意事項」によると、

「合科教授 職業科を主とせる国語、算術、修身総合教授をなす。職業科の労作計画は主として教室内に於てなし、該計画は児童、教師の協働により、労作計画を協議発表する事に依り、国語の練習となり計画上の数量的事項の取扱ひに依り、数的陶冶をなす・・・凡ての教科目が職業科指導実施上に利用せられて始めて各科の学習価値を發揮し児童の現在及び将来の生活の有用なる知識、技能たるを得るのである」<sup>25</sup>

とあるように、簡易学校の主な目的は職業教育であり、国語は算術とともにそのなかに組み込まれ、しかも、普通学校のような単独の独立した授業時間が配当されていたのではなく、合科として教えられることとされていたのであった。

さらに、洗星簡易学校の各科指導法によると

「国語指導 よみ方の指導経路 話し方→よみ→よみながら筆写→暗誦→暗誦筆記→話方→単語の応用→話し方の応用。よみ、よみながら筆写、暗誦筆写は重要労作とす。会話 教師の命令及其他国語による会話は総て反唱をなす。綴方 家庭作業、職業科実習等の記録をなさしむる事を初歩の取扱ひとす」<sup>26</sup>

と、読み方の指導方法についての説明でありながら、話し方に始まり話し方の応用に終わることからわかるように、国語教育は会話を中心としていた。

また、国語時間の配当と教科書の進度及び学習の成果に関しては、「簡易学校経営指針」に、以下のように、明確な基準が設定されていた。

#### 「(一) 国語教材の範囲及び目標

簡易学校一学年には国語の為に一週十二時間の時間が配当され、教材は巻一・二の全部と巻三の前半が予定されてゐる。一箇年間にどれだけの成果を期待するかといふと、一、普通の言語を習得せしめ、会話力をつける事、二、片仮名、平仮名の全部と若干の漢字の読み書きを授ける 三、普通文の読方、綴方 右三項が第一学年の国語の目標である。此の目標を念頭に置いて毎日の案が立てられ指導が行はれなければならない。」<sup>27</sup>

しかし、すでに見たように、簡易学校は合科教授を特徴としており、国語のみの授業時間を設定できるわけではなく、農作業をしながらの教育であった。

また、教科書については、以下のように、

#### 〔二〕 国語教授上の注意

現行四年制普通学校の教材排列をそのままとつた為に多少の無理があるけれども、此の無理は教授の実際に当つて補はれなければならぬ。その支障の一つは後半期に於て季節に合はないといふ点である。しかし平仮名を系統的に教へる為にはこれも止むを得ないことである。故に教師は季節にあつた文を用意して季節に相応しい陶冶を行ふ必要がある。簡易学校一学年に於いて教授上特に留意しなければならぬ点は、一、直観を重んずる事。二、言語を先にして文字を後にする事。三、会話を重んずる事」<sup>28</sup>

とあるように、簡易学校に適応した教科書の作成が行われなかったために、教師は教科書の内容を季節に合わせて教える工夫を強いられることとなったのであった。また、教授上の注意点として、「直観を重んじる事」は、普通学校の国語教授法における注意点と同様であり、直接法を原則とした教授法がとられていたことが推測される。ただし、昭和10年度（1935年）教師の3分の2は朝鮮人教師であったことから、<sup>29</sup>日本語のみによる直接法は原則であり、実際には朝鮮語による指導も行われていたであろうと推測される。

#### (2) 開校直後の実態

ここでは、簡易学校教師が報告した指導事例から、開校当初の国語教育の実態を解明しよう。黄海・殷栗郡にある殷南公立普通学校付設清溪簡易学校では、開校1日目（5月22日）に開校式を行い、2日目（5月23日）から授業を開始した。

「第1時限は、修身の時間として、清溪簡易学校の名称を国語にて授け、学校に通ふ目的を授けました。通学の目的については、児童等は勉強の為、偉い人になる為、学問のある人になる為など色々考へをもつて居りましたが『ヨイ日本国民になる為』だときっぱりと教へてやりました。次に、ヨイ日本国民、ハタラク、タ、ハタケ、ベンキヨウ等の言葉を授けました。第二時限と三時限を国語の時間として、ヘヤ、コクバン、ハクボク、コクバンフキ、ツクエ、コシカケ、ホン、エンピツ、ガクシウチヨウ、ベントウ、フロシキ、タ、ハタケ、センセイ、セイト、オハヨウゴザイマス、コンニチハ、コンバンハ、ヨイニツポン



コクミンニナルタメニガツコウニキマス等児童の生活用語を教へてやりました。始めてゞ緊張シテゐたせい分量が多過ぎる心配もなくよく覚えてくれました。特に『ヨイニツポンコクミンニナルタメニガツコウニキマス』は後、実習の時間にもしきりに練習させて皆言ひ得るやうにしました。午後は実習として校舎・校地の整理をさせました。』<sup>30</sup>

このように、はじめは、教科書を使わずに「生活用語」を覚えさせている。また、午後の授業は、「校舎・校地の整理」とあるが、その内容は、裏庭の整理、便所がないための簡易便所設置、校舎の修理であり、まず、学校を始めるための設備の充足が授業に当てられたことがわかる。

また、1934年当時は、併合から四半世紀が経過し、国語としての日本語教育が実施されていたとはいえ、松三簡易学校では、親でさえ日本語どころか漢字や韓国語の文字さえ知らない状態で、ましてやその子どもはいわずもがなという実態であったことは、次の簡易学校教師による経営案からもうかがわれる。

「国語は勿論漢字一字、諺文一音知らぬ者、金を手にして五銭、十銭の見分けが出来ない者、それ等の子弟を救ひ彼等をして自ら振ひ起たしめると同時に正しい進路へ誘ひ入れ、さうして地味且つ充実した力強い生活へ導く方針が必要である。」<sup>31</sup>

したがって、前掲の清溪簡易学校や松三簡易学校などでは、生活用語から教えたのであった。ただし、清溪簡易学校の報告にみられるように、授業1日目から、国語の全くわからない児童に対して、「ヨイニツポンコクミンニナルタメニガツコウニキマス」と繰り返し教えたように、簡易学校の目的の一つである「国民たるの性格を涵養」する教育が行われたのである。

このような、徹底した国語の指導の成果として、学務局編輯課長の参観記に、「国語普及の如きは入学当初より特に之が徹底につとめ二箇月位にして殆んど学校生活に不自由なきまでに熟達して居る」<sup>32</sup>、とあるように、2カ月くらいで学校生活に必要な国語の能力は身についたようである。

### (3) その後の実態

さらに、簡易学校用教科書編纂の参考のために、開校後5カ月が経過した簡易学校2校を視察した学務局編輯官鎌塚扶によると、国語については以下のような実態が報告されている。これら2校がある村は、いずれも商取引上、国語及び算数能力の必要性が高いことが背景にある

ことが共通点である。

また、嶺南簡易学校の場合、読方の実際については、

「読方『タコアゲ』の課の全文を小黒板に写し、之を教材として読みの指導、言葉の吟味、内容の精査等を行ひ居れり。普通学校用国語読本巻二の後半末の教材なるが、児童の読解力より見て、程度上さして不都合を感ぜず」<sup>33</sup>

と、ほぼ満足の成果であることを述べ、また、全般的な国語能力については、

「教師との質疑応答の実際より見て、国語による発表能力の未だ不十分なるを免れずと雖も開校後僅かに五箇月の成績としては決して不足とすべからざる思はしめられたり。単なる文の読解力、文字の書写能力、簡易なる数の扱方に対する能力につきても、予想外の成績と見られたり」<sup>34</sup>

と、予想以上の成果を挙げていることを認めている。

ただし、以下のように、児童が動詞や形容詞、副詞の理解がよく出来ていないとする点も指摘されている。

「唯『タコ』、『空』等の具体名称は最も容易に理解されしも、『アタラシイ』、『フルイ』等、物の性質を表はす用語、『クルクル』、『マワル』、『モラウ』等の動作・運動を表はす用語の理解は比較的困難なるやう見受けられたり。これは学習心理の一般より当然ならん。かやうな場合に絵画の持つ働の思ひの外大なるものあるを知らざる。従つて教科用図書編纂に当つては出来得る限り、その文の急所、又切要なる用語を諒解せしむるに足る挿絵を充分に採用する用ありと痛感せられたり。本教授を見て特に感じたるは、国語教授上 言葉の使用を頻繁にする要あることなり。読本教材に就いてのみ反復朗読せしめ、その文脈の吟味を如何に繰返し〜扱ふともその文の持つ内容や事実関係より得るもの、みにはさしたる期待をかくべくもあらず寧ろその文の中に用ひられたる用語中、特に日常最も、多く用ひらるべしと思はるゝものにつき、種々実際の場合に当嵌めつゝ使用せしめ、遂に彼等の実用々語たらしむることこそ切要なれと感じたり」<sup>35</sup>

と、児童によく理解させるためには、教科書に挿絵を充分に採用する必要があることや、日常

多用する用語は、実用語となるほどに実際の使用が必要であるとの見解である。

また、もう一つの簡易学校である、青郊簡易学校の場合では、

「その実際より察するに、『寒い』『土室』『白菜』『漬物』『運動』『汗』『温い』等の語の意味及使用法につきては相当の成績に満足を感じず・・・会話を終るに当り、小官より直接児童に向ひ、『国語の必要を痛感せしめられたやうな場合』、『算術の効用を認めし如き』場合等につき具体的な経験発表をなさしめんと試みしが、唐突のことに躊躇の心のはたらしきし為、発表語彙の不足の為にか、言葉を以てその意を表はすものなかりしは遺憾・・・」<sup>36</sup>

と述べているように、日本語による応答においてはまだ困難な点もあるものの、相当の成果をあげていることが報告されている。

一方、開校後7、8カ月経過した英湖簡易学校の指導報告によると、この学校の生徒は、「今迄改良書堂を三、四或は一二年を経て、入つたものであるから朝漢文は勿論、国語、算術等の学力方面は、相当にできる」ので、その生徒に対しては、次のような指導方針がとられた。

「二、国語を読み、書き、話すことができるやうに。

- 1 教師の国語常用の努力 教授用語、普通の対話は勿論国語でやり、話方の時間には面白い童話等を聞かせる。児童が時々鮮語で対話するときには受け付けずに国語で言はしめ、内地人振りにて当る。
- 2 学科教授 各科の目的に背かない限り、話方を主にして何べんも反復練習させる。
- 3 児童の国語使用奨励 鮮語科の外は校舎の内外を不問、国語を使用せしめ、之れに反するときには当日の掃除当番をさせる。
- 4 会話 読方に付帯して話方は総合的に取扱ふも特に一週間に二時限宛会話の指導をする。」<sup>37</sup>

この報告から、教師が朝鮮人である場合、教師自身も内地人のような振りをし、さらには、生徒が国語を使用しないときは罰を与えるなど、徹底した国語指導振りがうかがわれる。

また、開校から1年半が経過した嶺上簡易学校における国語教育に関する報告によると、教師は、「第一お話は絶対に国語です。短かい二箇年の間の勉強でありますから、我等は絶対に国語を使用しなければ決してお話を上手に習うことは出来ません」<sup>38</sup>と、生徒に国語

の使用を徹底するように指導していた。このように、開校初期は生活用語から教え、次第に国語使用の徹底へと進んで行ったことがわかる。

## おわりに

以上、本稿は簡易学校における国語教育の実態を解明しようとした。簡易学校の目的は、農村児童の「国民性の陶冶と国語の習得」とともに、農業により生活できるように指導することであった。その特徴は、上級学校への移動ができない完結した教育機関であり、教員は教科の指導にとどまらず、児童も含め農村居住者全体の教育と農業の指導をも担っていた。

その簡易学校における日本語教育の実態として解明されたのは、第一に、日本語を知らない児童に対して、入学当初は生活用語から教えられたことである。第二に、日本語を知らなかった児童の場合は入学後時間が経過するにしたがって、あるいは、児童が書堂での学習経験者の場合には、入学直後から国語の使用が徹底されたことである。第三に、教育の成果としては、いくつかの視察報告によると短期間でかなりの成果をあげていたことである。

また、児童の国語理解が不十分な点を改善する方法としては、総督府の教育政策担当者は、教科書に挿絵を充分に使用すること、及び、日常多用する用語は実用語となるほどの実際の使用が必要であると認識していた。

一方、国語教育を通じた「国民性の涵養」のための教育は、児童が国語を理解できないうちから国語により行われている場合もあったが、詳しい実態については未解明であり、さらに、その成果の解明についても今後の課題としたい。

## 《注》

- 1 「簡易初等教育機関設置要項」【文教の朝鮮】1934年5月号、pp.69～73。【文教の朝鮮】は、朝鮮総督府内に置かれた朝鮮教育研究会が毎月1回発行した雑誌である。
- 2 同上、p.73。
- 3 「道知事会議に於ける総督訓示要旨」【文教の朝鮮】1934年5月号、p.55。
- 4 同上、p.60。
- 5 「簡易初等教育機関設置要項実施上の参考資料」【文教の朝鮮】1934年5月号、pp.74～75。
- 6 前掲記事、「道知事会議に於ける総督訓示要旨」、pp.60～61。
- 7 前掲記事、「簡易初等教育機関設置要項実施上の参考資料」、p.74。
- 8 同上、p.75。
- 9 同上、p.76。
- 10 前掲記事、「道知事会議に於ける総督訓示要旨」、p.55。
- 11 黄海道安岳西河普通学校文鳳効「一つの簡易学校につきその開校前後の様相を紹介す」【文教の朝鮮】1934年7月号、p.88。

- 12 大野謙一「朝鮮教育問題管見(4)」『文教の朝鮮』1936年7月号, pp. 49~50。
- 13 訓導上万英夫「新設簡易学校の実際—京畿金浦郡陽東公普, 新亭簡易学校経営の大要—」『文教の朝鮮』1934年7月号, p. 161。
- 14 前掲記事, 「簡易学校初等教育機関設置要項実施上の参考資料」, pp. 74~77, 「簡易学校の教師に望む」『文教の朝鮮』1934年5月号, pp. 78~92。
- 15 黄海・長蓮公立普通学校訓導金徳兆「簡易学校の統合的経営卑見」『文教の朝鮮』1934年6月号, pp. 51~55。
- 16 前掲記事, 「簡易学校の教師に望む」, p. 83。
- 17 同上, p. 85。
- 18 京畿・金浦郡陽東公立普通学校付設新亭簡易学校訓導上満英夫「新設簡易学校の実際」『文教の朝鮮』1934年7月号, p. 107。
- 19 同上。
- 20 「第十二回朝鮮教育会総会議事速記録」『文教の朝鮮』1934年8月号, pp. 166~169。
- 21 池田林儀『朝鮮と簡易学校』昭和10年8月(阿部洋他『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第30巻, 龍溪書舎, 1989, 所収)。池田林儀は元小学校教員で, ドイツを中心とした欧州の教育視察の経験があり, 当時は京城日報論説部長。本書の中に「諸家の見た簡易学校」が所載されている。
- 22 前掲記事, 「諸家の見た簡易学校」, pp. 80~81。
- 23 同上, p. 82。
- 24 同上, pp. 89~90。
- 25 「簡易学校経営指針」, 池田林儀, 前掲書, 『朝鮮と簡易学校』, p. 163。
- 26 同上, p. 164。
- 27 同上より抜粋。
- 28 同上, p. 12。
- 29 大野謙一「簡易学校の増設方針」, 池田林儀, 前掲書, 『朝鮮と簡易学校』, p. 230。
- 30 黄海・殷栗郡殷南公立普通学校付設清溪簡易学校教師高亨鎮「簡易学校開校1箇月記録」『文教の朝鮮』1934年9月号, p. 114。
- 31 平北・碧潼郡松三簡易学校訓導邊均鎬「簡易学校経営案」『文教の朝鮮』1936年4月号, p. 199。
- 32 学務局編輯課長岩下雄三「慶北 身北簡易学校参観記」『文教の朝鮮』1936年3月号, p. 38。
- 33 学務局編輯官鎌塚扶「簡易学校視察記」『文教の朝鮮』1935年3月号, p. 130。
- 34 同上, p. 129。
- 35 同上, p. 130。
- 36 同上, p. 133~134。
- 37 咸北・吉州・長白校, 附設英湖簡易学校訓導朴宗憲「簡易学校経営に対する体験記」『文教の朝鮮』1935年4月号, p. 122。
- 38 全北・金提郡嶺上簡易学校教員温金燮「簡易学校日誌」『文教の朝鮮』1936年2月号, p. 155。